

令和6年第12回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和6年12月25日)

奥州市農業委員会

令和6年第12回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年12月25日(水) 午前9時30分
奥州市役所前沢総合支所401大会議室

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 奥州農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第8号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第9号 奥州市農地利用最適化推進委員選任規則の一部改正について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男 (欠席)	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

農林部農政課職員

課長 村上 睦
農政係 主事 小野寺 拓海

事務局職員

事務局長 井面 宏
事務局長補佐 佐々木 治彦
農地係 係長 佐藤 茂樹
上席主任 村上 真紀
上席主任 工藤 紀洋
農業振興係 係長 菅野 伸
主事 小原 朋世

議長 ただいまより、令和6年第12回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、13番、植松郁男委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、議案第1号に係る説明者として、奥州市農林部農政課村上睦課長、同じく農政課農政係小野寺拓海主事に出席を要請しております。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、11番、菅原利宏委員、12番、小原松光委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年11月17日から12月16日までの主な内容をご報告申し上げます。11月18日、農業委員と認定農業者との意見交換会を開催し、奥州市認定農業者協議会からの出席をいただき、農業の後継者に係る課題等について意見交換をいたしました。11月25日、本委員会の第3回広報編集委員会が開催され、本委員会広報第38号について協議がなされました。同日、第11回総会を開催し、農地案件11件について、審議、決定いたしました。11月27日から28日まで、令和6年度農業者年金加入推進セミナー、本県選出国會議員への政策要請、令和6年度全国農業委員会会長代表者集

会が東京都内にて開催され、伊藤会長が出席しております。11月29日から12月17日まで、令和6年第4回奥州市議会定例会が招集され、伊藤会長が出席しております。なお、本委員会に関する一般質問、議案等はありませんでした。12月16日、令和6年第7回運営委員会を開催し、奥州市長から諮問がありました奥州市農業振興地域整備計画の変更等について協議いただきました。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は50件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号3、番号19の2件です。番号3について真城地区担当の委員に、番号19について愛宕地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号7、番号13、番号16、番号27、番号38、番号48、番号50の7件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 工藤上席主任。

上席主任 今月の報告件数は54件です。解約の理由は、労力不足による解約24件、貸し換えによる解約13件、耕作不便による解約9件等となっております。また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以

上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 14番、千葉孝治委員。

14番委員 14番、千葉です。ちょっと、わからないいのでお聞きしたいと思います。番号2番、その他の番号にもありますけれども、合意解約の理由のところですよ。相手方の要望で耕作者を変更するものということでございますけれども、この相手方という言葉ですが、どちらにも捉えることができます。いわゆる貸してる人、もしくは借りている人。この場合は多分、借りてる人からの要望なのではないかなと察せられますけれども、借りてる人からの要望ということもあるわけでございますので、その辺がちょっとわからないいのでお聞きしたいんですが、はい。

(「議長」の声あり)

議長 工藤上席主任。

上席主任 はい。今のご質問についてですけれども、こちらの表の見方です。議案書の12ページを参考に確認していただきたいんですけども。表の右手から2番目、合意解約の理由という欄がございます。こちらの2番目を例にさせていただきますけれども、こちらの理由は「相手方の要望／貸し換えのため」というふうになっております。対しまして、委員さんからご質問のありましたような案件ですけども、例としまして6番、こちらの理由は「労力不足／相手方の要望」で、どちらも相手方の要望となつてございます。こちらの2番のほうでございまして、相手方の要望というのは、農地の所有者である賃貸人からの要望という内容になっております。対しまして、6番につきましては、賃借人の労力不足からの要望による解約というふうな表の見方になってございますので、ご参考にしていただければと思います。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 14番、千葉孝治委員。

14番委員 了解いたしましたけれども、今のは貸してる人からの要望ということですよ。普通、相手を見つけたから解約だということは、あまりないのかなと思ったりしたもんですから、先ほど申し上げたように、どちらなのかなという思いもしたわけでございます。このままでいいと思いますけれども、例えば、借り主からのとか、貸し主からのというような表現のほうが、私としては分かりやすいかなという思いでございます。以上、了解いたしました。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 こちらの議案書は、システムから出力しているものになります。従いまして、どうしてもシステムの都合でこういった分かりにくい表現になっているところもあります。システムを更新する際には、こういったところも 14 番委員さんがおっしゃったような形態に直していきたいということで考えております。

(「議長」の声あり)

議 長 14 番、千葉孝治委員。

14 番委員 はい、了解しました。

(「議長」の声あり)

議 長 22 番、家子洋子委員。

22 番委員 はい、家子洋子です。28 番から 31 番の方ですが、同じ地域じゃなくて、いろんなところで耕作不便のための解約ということでした。その後、その耕作不便地が、そのまま放棄地にならないようにと思って、ちょっと心配して聞いてるんですが。

(「議長」の声あり)

議 長 工藤上席主任。

上席主任 こちらにつきましては、継続して注視していきたいと思います。何か情報が入りましたら、委員さんにご相談することもあるかと思しますので、その際には、ご協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議 長 22 番、家子洋子委員。

22 番委員 はい、わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議 長 議案第 1 号、奥州農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 今回の奥州農業振興地域整備計画の変更にあたり、関係法令等に基づき農業委員会の意見を聴くため、令和 6 年 12 月 10 日付奥農政第 581 号により、市長から諮問があり、1 月 10 日までの意見回答を求められているものです。この農業振興地域整備計画の概要、変更内容につきましては、農政課の職員から説明をいただきますので、ご了

承願います。はじめに、議案説明のためご出席いただいている農林部農政課の職員をご紹介します。農林部農政課、村上睦課長です。

課 長 村上でございます。よろしくお願いします。

局長補佐 同じく農林部農政課農政係、小野寺拓海主事です。

主 事 小野寺でございます。よろしくお願いします。

局長補佐 今回、議案としての送付が困難であった図面及び資料の閲覧の時間を 10 分程度設けたいと思います。会場の後方に、奥州市全域図で示した位置図と地域ごとにまとめた図面の冊子を準備しておりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、閲覧の時間を午前 9 時 57 分までといたします。定刻になりましたら、会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 午前 9 時 57 分まで休憩とします。

(午前 9 時 47 分 休憩)

(午前 9 時 57 分 再開)

議 長 再開いたします。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 それでは、農業振興地域整備計画の概要、変更内容につきましては、農林部農政課から説明をいただきますので、ご了承願います。よろしくお願いします。

(「議長」の声あり)

議 長 農政課、村上課長。

課 長 農政課長の村上でございます。これからご審議をいただきます奥州農業振興地域整備計画の見直しについてでございますけれども、この計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき策定をしているものでございます。この農振計画につきましては、概ね 5 年ごとに基礎調査に基づく定期見直しをすることとされており、現在の農振計画につきましては、令和 3 年度に定期見直しを実施しております。本年、令和 6 年度におきましては、経済事情の変動その他情勢等の推移により、基礎調査に基づく計画の変更以外の変更であります随時見直しとして変更をしようとするものでございます。配布をしております変更の内容を要約いたしました農業振興地域整備計画変更計画概要書につきましては、事前に送付をさせていただいておりますので、あらかじめお目通しをいただいているものといたしまして、本日は要点を絞った形で、担当の小野寺より説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

(「議長」の声あり)

議 長 農政課、小野寺主事。

主 事 農政課農政係の小野寺と申します。これから、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の随時見直しについて概要を説明したいと思います。まず、「1 (1) 土地利用の状況」です。こちらは、農業振興地域及び農用地利用計画の変更前の状況になります。奥州市の面積9万9,330 haに対し、農業振興地域は6万1,689.3 haとなっております。そして、農業振興地域のうち農用地区域として指定されている面積は2万29.8 haとなっております。次に、「1 (2) 農用地利用計画の変更内容」です。今回の見直しでは、農用地区域からの除外が14.8 ha、農用地区域への編入が7 ha となり、全体で7.8 haの減少となります。そして、1 (3) のとおり、変更後の農用地区域面積は2万22.0 haとなります。次ページに変更内容の内訳を示しておりますのでご覧ください。農地転用を伴う個別の事業計画による除外案件が合計9件、6万4,506.16 m²となっております。除外の内訳として、一般個人用住宅の建設がNo. 1、6、7、8の4件、計1,386.25 m²。事業用駐車場及び施設の拡張がNo. 2、5、9の3件、計6,335.0 m²。保守用仮設基地の建設がNo. 3の1件、3万183.0 m²。大型商業施設の建設がNo. 4の1件、2万6,601.91 m²。合計9件、6万4,506.16 m²となっております。1 (2) の変更内容の内訳の説明に戻ります。農業委員会で非農地決定された土地など、農用地区域として指定すべき土地の定義から外れたとして除外する案件は33件、7万6,683.10 m²。同じく定義除外の公共除外、公共事業は2件、6,243.0 m²となっております。農用地区域への編入案件は6件、6万9,699.0 m²となっております。編入案件の内訳として、農地転用を伴う個別の事業計画に除外した農地のうち、事業計画の変更により転用を行わないため編入するものが2件、1,514.0 m²。中山間地域等支払制度事業を導入するための編入が1件、2,495.0 m²。土地改良事業を導入し、継続的な営農のための編入が2件、5万5,828.0 m²。農用地とすることが適当な土地であるため編入するものが1件、9,862.0 m²となっております。それでは、先ほど定義除外と編入の基準について確認いただきましたので、転用目的とした個別除外案件について、それぞれ内容をご説明いたします。案件ごとに位置図と農振図面を示しております。また、農振図面のグレーの部分は農用地区域となっております。まず、水沢1です。子供の出産に伴い、現在の住まいでは手狭となることから、申請者の両親及び親族に近い計画地で、個人用住宅を新築するものです。水沢2は、依頼車両の積みおろし場所や駐車場、事業拡大のため、洗車場を隣接地に整備するものです。水沢3は、トンネルに耐震補強工事を行うため、仮設基地を整備するものです。水沢4は、複数店舗が出店する大型商業施設を整備するものです。前沢1は、資材置き場や駐車場等を整備するものです。前沢2は、子供の出産に伴い、現在の住まいでは手狭となることから、申請者の両親に近い計画地で個人

用住宅を新築するものです。前沢３は、祖母の介護を見据え、近隣の計画地に個人用住宅を新築するものです。胆沢１は、子供の出産に伴い、現在の住まいでは手狭となることから、耕作地や義父母の介護を見据え、計画地に個人用住宅を新築するものです。胆沢２は、社員数及び資材の増加で既存の事業地では手狭であることから、隣接地に駐車場を整備するものです。以上が農地転用伴う個別除外の案件説明となります。地域別に水沢４件、前沢３件、胆沢２件、計９件となっております。これらについては、同意権者である岩手県と事前協議を行い、令和６年１２月９日付で異存なしとの回答を得ておりますが、農業委員会を始め、農業関係機関のご意見をいただいた結果、変更を加える可能性もございますので、ご了承願います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第１号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
議案第１号については、当該計画の変更に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第１号は、当該計画の変更に異議なしと決定されました。

ここで、農政課職員の退席のため、暫時休憩します。

(午前１０時７分 休憩)

(午前１０時８分 再開)

議 長 再開いたします。
議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 工藤上席主任。
上席主任 今月の案件は、所有権の移転が９件、賃貸借権の設定が１件、使用貸借権の設

定が 11 件の計 21 件です。私のほうからは、番号 20 までをご説明させていただきます。番号 1 は、借受地取得のため総額 22 万 8,138 円で売買するものです。番号 2 は、新規就農のため総額 16 万 9,250 円で売買するものです。譲受人は既に当該農地に隣接する宅地及び居宅を購入しており、前居住者である譲渡人は既に市外に引っ越していますが、住民票を移していないため同一住所となっています。譲受人は管理機、草刈り機を所有しており、梅、はしばみ、自家用野菜を作付け予定です。番号 3 は、後継者へ生前部分贈与するものです。番号 6 は、労力不足のため金額 2 万円で売買するものです。番号 7 は、労力不足のため総額 1 万 9,920 円で売買するものです。番号 8 は、負債整理のため総額 400 万円で売買するものです。番号 9 は、新規就農のため金額 67 万 5,000 円で売買するものです。譲受人はトラクター、管理機、田植え機、草刈り機、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。番号 19 は、高齢化のため贈与するものです。番号 20 は、高齢化のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額 1 万 9,000 円です。以上、番号 21 を除く 20 件について、取得後のすべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。私からの説明は以上となります。

（「議長」の声あり）

議長 佐藤農地係長。

係長 番号 21 は、令和 6 年第 7 回総会で審議保留となった案件となります。事務局において申請の要件は満たされていると判断し提案したところですが、遠方の県の法人が当該農地を耕作する理由、権利取得後の適正利用が曖昧な点など等、要件を満たしているのか疑問が出され、説明等補足する必要があることから審議保留としておりました。再付議に向けて整理を行うため、申請者に対して追加資料等の提出を求めています。また、申請農地には賃借権が設定されていましたが、申請者側から「民法第 958 条の 2 の審判による所有権の取得で、原始取得に相当するものであることから、合意解約は不要である」との見解を示され、事務局のほうで、この見解を否定する資料等を確認できなかったことから、解約には問題がないということで 7 月に付議したところでした。この点につきましても、この整理の際に耕作権が有効である旨の資料を確認し、申請者に対して合意解約が必要であることを伝えるとともに、合意解約が不要だという見解の根拠資料の提出について改めて求めています。この点については、後日、岩手県を介し東北農政局に確認したところ、合意解約が必要であるとの見解を得ていることを申し添えます。その後、申請者からの回答が得られないため、令和 6 年 11 月 27 日付奥農委第 478 号をもって申請者に対し、令和 6 年 12 月 5 日までに必要書類、追加

資料を提出するよう求め、取下願出書が提出された場合を除き、今総会において前回と同じ内容での付議となることを申し伝えていたところでした。求めていた資料等の提出等が無いため、令和6年第7回総会と同様の内容で提案するものとなります。以上、説明となります。ご審議よろしくお願いします。

議 長 議案第2号について提案説明が終わりましたが、番号21は審議保留の経過がありますので、他の案件と分けて審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
番号21を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、番号21を除き、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号21を除き、原案のとおり許可と決定されました。

次に、番号21に係る農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局からの提案説明にありましたように、再付議にあたり申請者に求めていた資料提出等が無かったことから、7月総会時と同様の内容となっております。よって、審議の可否について決議する必要があります。

お諮りします。番号21の審議を行うか、審議を行わないこととし却下とするかについての決定を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
これより、番号21の審議を行うか、審議を行わないこととし却下とするかについての質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 5番、千葉英宏委員。
5番委員 5番、千葉と申します。今、事務局から縷々説明もございましたが、再確認を

お願いしたいと思います。7月総会時点と内容的に変更になった部分っていうのはあるんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 7月に付議した案件の内容と変わっておりません。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 再度の確認になりますが、いろいろ説明を受けたわけなんですけど、もう一度、どのような書類をお願いしたのか、そのお願いに対して回答がなかったのかというのをお聞きしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。少し長くなりますが、時系列を追った形で説明をさせていただきます。譲渡人は、譲受人に申請手続きを委任していますので、やり取りについてはすべて譲受人と、主に電子メールで行っております。まず、7月25日、事務局から譲受人に「遠隔地である奥州市において農地を取得して営農を行うことについて、説明が不明瞭であること」、「本市において安定かつ継続して農業経営を行っていくのか営農計画書からは読み取れないため、追加で説明して欲しいこと」、「営農拠点の所有者が別の方になっており、それについて説明して欲しいこと」を伝えました。7月31日、譲受人から事務局に対し、審議の継続についての希望が出されております。8月8日、譲受人から事務局に対し、当該地で営農を行う理由については営農計画書に載っているとおりであり、拠点となる土地についても、使うことについて確認が取れているので、書面で説明を行いたいと回答がありました。翌9日、事務局から譲受人に、営農計画書に載っているからということではなく、追加で説明を求めている3点について、営農計画書等に記載した形で提出してくださいと求めています。この後、特段何も回答が来ない状況が続いたことから、10月1日、事務局から譲受人に対し改めて、先に指摘した事項に補足を加えた上で説明を求めました。その際、10月総会に諮るのであれば10月4日まで、11月総会に諮るのであれば11月5日までに提出して欲しいということを併せて伝えております。その後、残念ながら、何ら回答や資料の提出がありませんでしたので、先ほどの提案説明でもお話ししたとおり、事務局から譲受人に11月27日付けで文書をお送りしましたが、現時点においても回答等は何らないまま、本日を迎えております。以上です。

(「議長」の声あり)

議 長 5 番、千葉英宏委員。

5 番委員 詳しい説明、ありがとうございました。今のお話で7月総会時点と何ら変わりが無いということを理解しました。ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 6 番、鈴木喜一委員。

6 番委員 6 番、鈴木です。意見です。21 番については7月以降、補足等説明の書類が提出されなかったとの説明でした。1 番から 20 番までは、ちゃんとした手続きを踏まえております。ここで、21 番だけ特別扱いするのはおかしいと思います。21 番については、審議を行わないで却下と意見を申し上げます。以上。

(「議長」の声あり)

議 長 21 番、岩渕壽子委員。

21 番委員 やっぱり、ここに来て本当に農業やりたいという気持ちがあるなら、提出してくださいというものは必ず出さなくちゃいけないと思います。だから、対応するのは、ちょっと考えたほうがいいと思います。

(「議長」の声あり)

議 長 10 番、阿部成明委員。

10 番委員 はい。10 番の阿部でございます。21 番の件で、ちょっと付け加えさせていただきます。春先にですね、今まで契約して水田の管理をされている2名の方のところに、この譲受人の方々が一度見えたそうです。今後、水田を継続して管理して欲しいという旨で話し合いをしたようですが、その後は何ら話もなく、来ることもなかったということでした。今、様々なご意見がありましたけども、やはり、この件については、書類を求めているにもかかわらず何もなかったということで、私も却下ということで賛同いたします。なお、そういう経過からですね、今年の春の作付けに間に合わなかった人が1件ありました。種蒔きからですね。1 件の方は作付したんですけども、もう1 件の方は作付けを断ったということで、そういう流れになってございます。一応経過として説明いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手による採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

本案の番号 21 の審議を行うか、審議を行わないこととし却下とするかについて、審議を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 挙手なしであります。よって、議案第 2 号の番号 21 の審査については、審査を行わないこととし、却下することといたしました。

議長 議長交替のため、暫時休憩いたします。

(議長を 24 番委員から 23 番委員に交代)

(午前 10 時 28 分 休憩)

(午前 10 時 29 分 再開)

議長 再開いたします。

議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 工藤上席主任。

上席主任 今月の案件は、利用権の設定が 110 件、所有権の移転が 23 件の計 133 件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 3 号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 24 番、伊藤周治委員が番号 27 に、議席番号 9 番、佐々木生子委員が番号 55 及び番号 56 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 27、番号 55 及び番号 56 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 27、番号 55 及び番号 56 を除き、原案のとおり決定する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、番号 27、番号 55 及び番号 56 を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号 27 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、24 番委員の退席をお願いします。

(午前 10 時 34 分 退席)

議 長 番号 27 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 27 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号の番号 27 については、原案のとおり決定されました。

24 番委員の退席を解除します。

(午前 10 時 35 分 着席)

議 長 次に、番号 55 及び番号 56 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、9 番委員の退席をお願いします。

(午前 10 時 36 分 退席)

議 長 番号 55 及び番号 56 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 55 及び番号 56 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の番号55及び番号56については、
原案のとおり決定されました。

9番委員の退席を解除します。

(午前10時37分 着席)

議長 議長交替のため、暫時休憩いたします。

(議長を23番委員から24番委員に交代)

(午前10時38分 休憩)

(午前10時40分 再開)

議長 再開いたします。

議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は85件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また借受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画作成の要請についてを議題といたしま

す。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はじめに、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日施行されたことに伴い、農地中間管理事業については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定め、岩手県知事の認可を受け実施となります。農業経営基盤強化促進法第22条の5の規定により、地域計画区域内では農用地利用集積等促進計画は地域計画の達成に資する必要がありますが、本市においては地域計画未策定の状況にあり、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めることが出来ない状況となっております。そのため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することについて議決を求めるものです。なお、例外として一括方式の場合は、農用地利用集積計画に関する経過措置があるため、今現在も実施可能となっております。今回の案件は1件です。既に農地中間管機事業により貸借権が設定されていた農地でしたが、耕作者の変更に伴い貸借権の移転に係る農用地利用集積等促進計画について、同条の規定に基づき農業委員会から要請を行おうとするものです。受け手の判断要件となる地域との調和要件等につきましては、書類等確認の結果、満たしております。ご審議よろしくをお願いします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

議長 午前10時50分まで休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時52分 再開)

議 長 再開いたします。

議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は、自己住宅を整備するものです。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1を、12月11日に高橋浩幸委員、那須川祐吉推進委員、事務局で、現地確認を行いました。申請地は維持管理がなされており適正に管理されていることを確認しました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は4件です。番号1、番号2は関連案件です。売買により既存事業所敷地に隣接して工場を増設するものです。非農地を含む総事業面積は1,732.62㎡です。番号3は、贈与により居宅への進入路及び車庫を整備するものです。本

件は追認案件ですので、経緯の概要を説明します。令和5年10月に車庫新築工事を受注した業者において確認申請を行っていないことが判明し、更に当該計画地が農地である旨、建築指導係から指摘がありました。当内容については許可権者と協議の結果、追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、転用申請がなされました。本件は補足説明資料にあるとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書を関係者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。番号4は、売買により大型業務用駐車場5台分を整備するものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1から番号3を、12月10日に八重樫章委員、浅沼推進委員、番号4を12月10日に浅野輝夫委員、佐々木敏博推進委員、両日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1は米の刈り取りを確認し、管理も適正に行われておりました。番号2は、作付けは確認できませんでしたが、維持管理されているものと確認しました。番号3は、申請書のとおり建築物等、既に整備されており申請内容どおりであることを確認いたしました。番号4は、草刈り等の維持管理がなされており、適正に管理されていることを確認しました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 18番、三浦正幸委員。

18番委員 三浦です。1番の面積は1.021㎡ですか、1,021㎡ですか。1番が1,021㎡で2番が765㎡ということでもいいんですかね。そうとなると、総面積よりこっちの合計面積のほうが多いんですよ。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 はい。ただいまの三浦委員のご質問にお答えをいたします。登記面積と実測面積が異なっておりまして、申請地の表示で1,021㎡と765㎡は登記面積になります。転用目的の括弧内に書いてあります、非農地を含む総事業実測面積ということで、当該計画者におきまして実測を行ったところ、1,732.62㎡ということで、登記面積と実測面積が異なっているということでの申請内容となっております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 18 番、三浦正幸委員。

18 番委員 はい、ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第 8 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は 3 件です。番号 1 は、昭和 38 年頃に住宅を整備して以来、宅地として利用しています。番号 2 は、昭和 37 年頃に居宅及び庭、昭和 58 年頃に物置を整備して以来、宅地として利用しています。番号 3 は、昭和 35 年頃から居宅への進入路、平成元年頃に庭を整備して以来、宅地として利用しています。続きまして、現地確認報告をいたします。番号 1 と番号 2 を、12 月 11 日に高橋浩幸委員、那須川祐吉推進委員、番号 3 を 12 月 10 日に八重樫章委員、浅沼進推進委員、両日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号 1 は、住宅として整備されておりました。番号 2 は、居宅の一部、物置、庭として利用されておりました。番号 3 は、居宅への進入路、庭として整備されておりました。いずれも現地は証明願のとおり農地以外の用途で利用され、20 年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第 8 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 議案第9号、奥州市農地利用最適化推進委員選任規則の一部改正についてを議題とします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 この規則の改正の趣旨でございますが、刑法の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止されるとともに、拘禁刑というものが創設されることによって、同法の規定に準じて本件規則の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容ですけれども、欠落事由を禁錮から拘禁刑に改めたことでございまして、第4条関係となっております。施行期日は、法律の施行日に合わせまして、令和7年6月1日とするものでございます。なお、新旧対照表、改廃文及び改正後の会議規則案につきましては、事前に配布しておりますので、朗読等は割愛いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 議案第9号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
議案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦勞様でした。

閉 会 午前 11 時 6 分